

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	ページ
大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(五九九・商工業振興課)	1
特定計量器定期検査の実施(六〇〇・計量検定所)	1
都市計画の案の作成に係る公聴会の開催(六〇一・都市計画課)	2
公告	
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(平鹿地域振興局農林部)	3
県営土地改良事業の換地計画の決定(北秋田地域振興局農林部)	3
教育委員会規則	
秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(一〇・教育庁総務課)	3
教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則(一一・教育庁総務課)	3
教育委員会訓令	
秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令(五・教育庁総務課)	4
公安委員会告示	
猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会の実施(七九)	4

告示

秋田県告示第五百九十九号
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類

を縦覧に供する。

平成十五年七月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田ショッピングセンター

秋田市中通二丁目八番一号

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十五年七月二十二日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年七月二十九日から同年八月二十九日まで

秋田県告示第六百号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十五年七月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 検査を行う区域、対象となる特定計量器、期日、時間及び場所

検査区域	検査対象	検査期日	検査時間	検査場所
特定計量器		平成十五年 九月二日	午後一時から 午後四時まで	
		平成十五年 九月三日	午前九時から 正午まで 午後一時から 午後四時まで	

鹿角市	非自動はかり及び分銅等	平成十五年九月四日	午前九時から正午まで	鹿角地域広域交流センター
小坂町	"	平成十五年九月八日	午後二時から午後三時三十分まで	小坂町交流センターセパーム
大館市	"	平成十五年九月九日	午前九時から午前十一時まで	大館市立中央公民館

- 二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日
平成十五年九月二日から同年九月九日まで
- 三 特定計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、申請すること。

秋田県告示第六百一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則(昭和四十五年秋田県規則第一号)第三条第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年七月二十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 公聴会に係る都市計画の名称等
 - (一) 本荘都市計画
 - (1) 公聴会の日時
平成十五年八月二十日(水)午後二時

- (二) 能代都市計画
 - (1) 公聴会の日時
平成十五年八月二十一日(木)午前十時
 - (2) 公聴会の場所
能代市追分町四番二十六号 能代市中央公民館
 - (3) 定めようとする都市計画の構想
能代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定素案
当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、山本地域振興局建設部及び能代市都市整備課に備え置いて、平成十五年七月二十九日(火)から同年八月二十一日(木)までの間縦覧に供する。
- (三) 仁賀保都市計画
 - (1) 公聴会の日時
平成十五年八月二十一日(木)午前十時
 - (2) 公聴会の場所
由利郡仁賀保町平沢字中町七十九番地 仁賀保町勤労青少年ホーム
 - (3) 定めようとする都市計画の構想
仁賀保都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定素案
当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、由利地域振興局建設部及び仁賀保町建設課に備え置いて、平成十五年七月二十九日(火)から同年八月二十一日(木)までの間縦覧に供する。
- (四) 金浦都市計画
 - (1) 公聴会の日時
平成十五年八月二十一日(木)午後一時
 - (2) 公聴会の場所
由利郡金浦町金浦字花潟九十三番地一 金浦町役場
 - (3) 定めようとする都市計画の構想
金浦都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定素案

当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、由利地域振興局建設部及び金浦町産業建設課に備え置いて、平成十五年七月二十九日(火)から同年八月二十一日(木)までの間縦覧に供する。

(五) 象潟都市計画

(1) 公聴会の日時

平成十五年八月二十一日(木) 午後三時

(2) 公聴会の場所

由利郡象潟町浜ノ田一番地 象潟町役場

(3) 定めようとする都市計画の構想

象潟都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定素案

当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、由利地域振興局建設部及び象潟町建設課に備え置いて、平成十五年七月二十九日(火)から同年八月二十一日(木)までの間縦覧に供する。

(六) 矢島都市計画

(1) 公聴会の日時

平成十五年八月二十二日(金) 午前十時

(2) 公聴会の場所

由利郡矢島町七日町字羽坂六十四番地の一 矢島町コミュニティセンター

(3) 定めようとする都市計画の構想

矢島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定素案

当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、由利地域振興局建設部及び矢島町建設課に備え置いて、平成十五年七月二十九日(火)から同年八月二十一日(金)までの間縦覧に供する。

二 公述申出書の提出期限等

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十五年八月十二日(火)午後五時までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を三に掲げる場所に提出すること。

(二) (一)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)の数を制限することができる。

(三) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することができる。

(四) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。

三 問い合わせ先

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課 電話〇一八(八六〇)二四

四五

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、横手市中央土地改良区から申請があつた新たな土地改良事業(三ツ塚山地区単小規模土地改良事業)の施行について、平成十五年七月二十二日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年七月二十九日
秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第二項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十五年七月二十九日
秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(上仏社地区土地改良総合整備事業(一般型))換地計画書の写し
二 縦覧期間 平成十五年七月三十日から同年八月二十六日まで
三 縦覧場所 上小阿仁村役場

教 育 委 員 会 規 則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年七月二十九日

秋田県教育委員会委員長 太 田 宥 子

秋田県教育委員会規則第十号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
第十号第九号中「秋田県立向浜運動広場」を「秋田県立運動広場」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年八月一日から施行する。

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年七月二十九日

秋田県教育委員会委員長 大 田 有 子

秋田県教育委員会規則第十一号

教育機関の管理及び運営に関する規則

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
の一部を次のように改正する。

第六節 向浜運動広場 を「第六節 運動広場」に改める。

第六十五条中「秋田県立向浜運動広場」を「秋田県立運動広場」に、「向浜運動広場」を「運動広場」に改める。

第六十六条及び第七十七条中「向浜運動広場」を「運動広場」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年八月一日から施行する。

教育委員会訓令

秋田県教育委員会訓令第五号

行 中 一 般
各 教 育 機 関

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年七月二十九日

秋田県教育委員会教育課 小野寺 清

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程（平成八年秋田県教育委員会訓令第
五号）の一部を次のように改正する。

定条第六十七号中「秋田県立向浜運動広場条例」を「秋田県立運動広場条例」に、「
向浜運動広場の」を「運動広場の」に改め、同条第六十八条中「向浜運動広場」を
「運動広場」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年八月一日から施行する。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第79号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による

猟銃及び空気銃の取扱いに關する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の7第2項の規定に基づき、公表する。
平成15年7月29日
秋田県公安委員会委員長 大 刈 宏 道

1 実施年月日 平成15年9月8日（月）午前9時から午後4時30分まで

2 実施場所 秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県泊所 ふきみ会館

3 講習科目及び講習時間数 猟銃及び空気銃の所持に關する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱

いについて5時間実施する。

4 受講定員 40人

5 受講申込みに必要な書類 (1) 受講申込書 2通

(2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等 (1) 申込み用紙の交付 各受付場所において交付する。

(2) 受付期間 日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を含む。）を除き、平成15年7月29日（火）から9月2日（火）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。

(3) 受付場所 住所地を管轄する県内の各警察署

7 講習手数料 6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活保安課危険物対策係

(電話018-863-1111内線3168)又は県内の各警察署生活安全(生活保安)係に問い合わせること。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄